

令和7年度 共同生活援助(令和6年度対応中の2事業所含む) 指摘事項一覧

2事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘事業所数
1	入退居の記録の記載等	受給者証に必要な事項を記載していない事例がありました。 支給決定障害者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項を、当該支給決定障害者の受給者証に記載してください。	都条例第155号第197条の4第1項、 障発第1206001号第十五の3(2)	2
2	利用者負担額等の受領	サービスの提供に当たり必要な物品であることから事業所が負担すべき防護服及び防護シールドを利用者負担としていました。 支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額のほかに支給決定障害者から受ける費用は、当該指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用の額のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものとしてください。	都条例第155号第197条の5第1項及び第3項、 都条例施行規則第175号第44条の2第4号及び第5号、 障発第1206001号第十五の3(3)②	1
3	勤務体制の確保	同法人が運営する他事業所の職務を兼務している従業者について、他事業所等の勤怠及び業務が混在しており、当該指定共同生活援助事業所としての勤務体制が明確に定められていませんでした。 また、管理者について勤務状況を記録しておらず、勤務体制が明確に確認できない事例がありました。 当該指定共同生活援助事業所の管理者を含む従業者の勤務状況を適切に記録し、事業所における勤務体制を明確に定めてください。	都条例第155号第197条第1項、 障発第1206001号第十五の3(9)①	2
4	秘密保持等	利用者の家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ得ていない事例がありました。 他の指定居宅介護事業者等に対し、利用者の家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の家族の同意を得てください。	都条例第155号第199条で準用する第36条第3項、 障発第1206001号第十五の3(13)で準用する第三の3(27)③	1
5	サービスの提供の記録	サービス提供記録に関する記録の一部が確認できない事例、サービス提供記録について利用者に確認を受けていない事例、夜間の巡回に係るサービス提供記録の一部が確認できない事例がありました。 指定共同生活援助を提供した際は、当該指定共同生活援助の提供日、内容その他必要な事項を適切に記録し、利用者の確認を得てください。	都条例第155号第199条で準用する第58条、 障発第1206001号第十五の3(13)で準用する第四の3(2)	2

令和7年度 共同生活援助(令和6年度対応中の2事業所含む) 指摘事項一覧

2事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘事業所数
6	サービス管理責任者の責務等に関すること(共同生活援助計画の作成等)	共同生活援助計画の作成に関する以下の業務の全て又は一部が適切に行われていない事例がありました。サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に係る一連の業務を適切に行ってください。 ●共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。(変更時について準用) ●アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握すること。(変更時について準用) ●アセスメントに当たっては、利用者に面接を行うこと。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ること。(変更時について準用) ●アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期並びに提供上の留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成すること。(変更時について準用) ●サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に当たっては、利用者及び当該利用者に対する指定共同生活援助の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めるほか、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。(変更時について準用) ●共同生活援助計画を作成した際は、当該共同生活援助計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付すること。(変更時について準用) ●共同生活援助計画の作成後、当該共同生活援助計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。 ●モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、定期的に利用者に面接を行い、その結果を記録すること。 ●モニタリング結果を相互に交付する等の方法により、相談支援事業者との相互連携を図ること。	都条例第155号第199条で準用する第54条第2項から第10項、 障発第1206001号第十五の3(13)で準用する第四の3(7)	2
7	感染症の予防及びまん延防止	感染症の予防及びまん延防止のための次の措置が適切に講じられていませんでした。これらの措置を適切に講じてください。 ●委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ●研修及び訓練を定期的(年2回以上)に実施すること。	都条例第155号第199条で準用する第90条第2項、 都条例施行規則第175号第11条の2第1項、 障発第1206001号第十五の3(13)で準用する第五の3(9)	1
8	夜間支援等体制加算(Ⅰ)	夜間支援等体制加算(Ⅰ)の算定に当たり、外泊中の利用者に対して、当該加算を算定している事例がありました。適切な算定となるよう訓練等給付費及び利用者負担額の過誤調整を行ってください。	厚労告第523号別表第15の1の5イ、 障発第1031001号第二の3(8)⑭	1
9	夜間支援等体制加算(Ⅰ)	夜間支援等体制加算(Ⅰ)の算定に当たり、共同生活援助計画への位置付け及びサービス提供に係る具体的な記録がなく、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対し必要な介護等の支援を提供していることが明確に確認できない事例がありました。夜間の支援内容を共同生活援助計画に位置付け、当該支援の内容、支援を行った時間、夜間支援従業者等を具体的に記録してください。	厚労告第523号別表第15の1の5イ、 障発第1031001号第二の3(8)⑭	1

令和7年度 共同生活援助(令和6年度対応中の2事業所含む) 指摘事項一覧

2事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
10	重度障害者支援加算(Ⅰ)	重度障害者支援加算(Ⅰ)の算定に当たり、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者(個人単位で居宅介護等を利用する者)については、重度障害者支援加算を算定できないにも関わらず、当該加算を算定している事例がありました。 適切な算定となるよう訓練等給付費及び利用者負担額の過誤調整を行ってください。	厚労告第523号別表第15の1の6イ、 障発第1031001号第二の3(8)⑩で準用する 第二の2(6)⑪	1
11	日中支援加算(Ⅰ)	日中支援加算(Ⅰ)の算定に当たり、共同生活援助計画に位置付けておらず、かつ、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者(個人単位で居宅介護等を利用する者)については、当該加算を算定することができないにも関わらず、当該加算を算定している事例がありました。 適切な算定となるよう訓練等給付費及び利用者負担額の過誤調整を行ってください。	厚労告第523号別表第15の1の8イ、 障発第1031001号第二の3(8)⑩	1
12	入院時支援特別加算	入院時支援特別加算の算定に当たり、共同生活援助計画への位置付け及びサービス提供に係る具体的な記録がなく、利用者の入院期間中における日常生活上の支援、病院又は診療所との連絡調整等の実施状況について、明確に確認できない事例がありました。 利用者の入院期間中における日常生活上の支援、病院又は診療所との連絡調整等の支援内容を共同生活援助計画に位置付け、当該支援に係る従業者、時間等の実施状況について、具体的に記録してください。	厚労告第523号別表第15の3、 障発第1031001号第二の3(8)㉑で準用する 第二の3(2)⑭	1
13	長期入院時支援特別加算	長期入院時支援特別加算の算定に当たり、共同生活援助計画への位置付け及びサービス提供に係る具体的な記録がなく、利用者の入院期間中における日常生活上の支援、病院又は診療所との連絡調整等の実施状況について、明確に確認できない事例がありました。 利用者の入院期間中における日常生活上の支援、病院又は診療所との連絡調整等の支援内容を共同生活援助計画に位置付け、当該支援に係る従業者、時間等の実施状況について、具体的に記録してください。	厚労告第523号別表第15の3の2、 障発第1031001号第二の3(8)㉒で準用する 第二の3(2)⑮	1